

事業主の皆さまへ

平成 29 年 9 月分から 厚生年金保険料率が変わります

平成 16 年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は平成 29 年 9 月まで毎年改定されることになっています。

平成 29 年 9 月分(同年 10 月 31 日納付期限分)からの保険料率は、次のとおりです。

	一般	坑内員・船員
	厚生年金基金加入者	厚生年金基金加入者
現行	18.182 % 13.182 %～15.782 %	18.184 % 13.184 %～15.784 %
変更後	18.300 %	13.300 %～15.900 %

* 厚生年金基金に加入している方の保険料率は、厚生年金基金に未加入の方の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4～5.0%)を控除した率となります。

* 免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

< お願い >

- 厚生年金保険料率の改定については、被保険者の皆さまにもお知らせください。
- 事業主は、被保険者の方に取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額などについて、法律により必ず通知しなければならないことになっています。被保険者の方が、ご自身の記録を確認するためにも必ず通知してください。

詳しくは、各ホームページをご覧ください。